

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、麻生芳雄商事株式会社発行の「AY カード」につきましては、令和 5 年 10 月 31 日（火）をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づき、払戻しを実施させていただきます。

未使用の「AY ポイントカード電子マネー」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

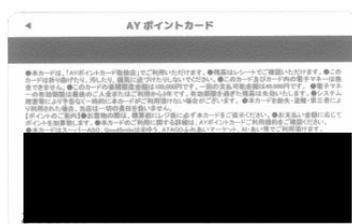
1.ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類

AY カード

(表面)



(裏面)



2.ご利用終了日

令和 5 年 10 月 31 日（火）まで

3.払戻しの申出期間

令和 5 年 11 月 1 日（水）～令和 6 年 10 月 31 日（木）

受付時間は、午前 9 時～午後 6 時まで（日、年始 1 日、2 日、3 日は除く）

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続から除斥されます。

4.申出及び払戻しの方法

店頭もしくはお電話にて申し出ください。当社営業所にチャージ残高のある AY カードを持参していただき、本人確認書類を確認のうえ、当社所定の「AY ポイントカード電子マネー払戻申請書」の記入をお願いいたします。記入内容を営業所及び本社にて確認、内容確認後、約 1 週間の期間を目途に店頭にてご返金いたします。

※持参できない場合

- ・お申し出される方の住所、氏名、連絡先を麻生芳雄商事株式会社事務所までお電話にてご連絡ください。
- ・ご連絡いただきましたら、返信用封筒と「AY ポイントカード電子マネー払戻申請書」を郵送いたします。必要事項をご記入いただき、返信用封筒に本人確認書類のコピーを同封のうえ、返信してください。返信された払戻申請書記載内容と本人確認書類を確認し、指定口座へ額面の合計金額を振り込みます（返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担します）。

なお、郵送での申出の場合は、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

5. お問い合わせ先

麻生芳雄商事株式会社本社事務所

〒820-0101 福岡県飯塚市綱分 1843 番地

電話 0948-82-3770 <https://www.superaso.jp/company/>